

浅牧 第251-1号
令和5年5月22日

牧場実習希望教育機関 御中

群馬県浅間家畜育成牧場長 浅田 勉

令和5年度夏季牧場実習生の受入について（通知）

万緑の候、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

当牧場では、畜産を学ぶ学生を対象に乳用育成牛の放牧飼養管理、牧草調製などの飼料生産等への現場での実習を通じ、畜産あるいは農業を理解してもらうために実習生を受入れております。

今年度も別添「畜産及び衛生部局に係る実習生受入れ実施要綱」及び「群馬県浅間家畜育成牧場実習生受入実施要領」に基づき、下記のとおり受入を計画しましたので、学生への周知をお願いするとともに、希望者の取りまとめにもご配慮願います。

記

- 1 受入期間 令和5年7月1日から9月30日（入・退場は平日）
- 2 実習期間 原則、下記のとおりとし、必要がある場合は別途協議する。
 - (1)高校生：5日間程度とし、原則入場は11時までにいき、昼食後、午後から実習開始、退場日は午前まで実習し、昼食後解散
 - (2)大学・専門学校生：10日間程度とし、入退場時間は別途調整
- 3 受入人数 1日あたり概ね4名
- 4 実習内容 放牧管理及び家畜衛生、草地管理及び飼料の生産調製、講義
- 5 経費 宿泊費は免除とし、食費は無料。ただし、食費について、予算の都合で自己負担の場合もある。なお、交通費について、全額自己負担とする。
- 6 提出書類：提出期限 令和5年6月20日
 - (1)教育機関：学生等実習生受入申請書（別記様式第2号）及び夏季実習希望調査表
 - (2)実習生：誓約書（別記様式第1号）、実習生身上書
- 7 受入の可否
 - ・希望者が多い場合は、受入人数及び期間の調整をさせて頂いたうえで、学生等実習生決定通知書（別記様式第3号）及び協定書（別記様式第4号）を送付します。
- 8 その他、受入れ条件等（別紙）、バス時刻表
 - ・牧場への連絡について、高校生は各学校の担当教諭からの連絡をお願いします。
 - 大学・専門学校生は直接本人から実習の一週間前までに電話連絡をお願いします。

377-1412 群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢 2032-23
TEL:0279-84-2074 FAX:0279-84-4344
担当：篠原 晃 shinohara-h@pref.gunma.lg.jp

(別紙) 令和5年度実習生受入れ条件

1 実習対象者

実習対象者は別添「畜産及び衛生部局に係る実習生受入れ実施要綱」の(実習対象者)第2条及び下記に該当する者とする。

- (1) 現場実習の体験を通じ、技術習得に意欲のある学生であること。
- (2) 海外悪性伝染病汚染国に行き、汚染家畜及び物品に接触していないこと。

2 傷害保険及び賠償責任保険の加入

詳細は別添「畜産及び衛生部局に係る実習生受入れ実施要綱」の(事故責任等)第12条を参照のこと。

3 誓約書の提出及び協定書の締結

詳細は別添「畜産及び衛生部局に係る実習生受入れ実施要綱」の(誓約)第8条及び(協定書の締結)第13条を参照のこと。

4 実習時に必要なもの ***牧場での貸し出しは一切行わない**

(1) 作業用品：洗濯機及び洗濯洗剤は牧場のものを使用可

＊洗濯、洗浄済みの清潔なもの、洗い替えも用意する(○数字は必要数)

- ・長袖の作業着②(つなぎ服が望ましい) ・帽子①(キャップタイプ)
- ・作業用手袋③(滑り止め加工) ・長靴① ・雨具①(上下分かれているもの)

(2) 生活用品

- ・健康保険証 ・上履き(スリッパ) ・石けん及びシャンプー類
- ・衛生用品及び持病薬 ・防寒着(夜間は冷え込む) ・不織布マスク

(3) その他

- ・デジカメなどの電子機器の持ち込みは可とするが、盗難、破損などの補償、対応は行わない。
- ・その他、不明な点は必ず牧場に確認すること。

5 牧場までの交通手段 ***浅間牧場、北軽井沢バス停までは牧場からの送迎有り**

原則、公共交通機関を利用し、家族等の送迎以外の自家用車の利用は認めない。最寄りの鉄道路線駅から路線バス利用、または高速バスを利用する。また、実習開始1週間前までに牧場へ到着時間などを連絡すること

○北陸新幹線軽井沢駅下車、草軽交通バス草津温泉行き、浅間牧場停留所下車

○JR吾妻線長野原草津口駅下車、草軽交通バス北軽井沢行き、終点下車

○東急バスたまプラーザ・渋谷ー軽井沢・草津温泉線行き、北軽井沢停留所亭下車

＊バスはいずれも本数が少ないので注意。

377-1412 群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢 2032-23 群馬県浅間家畜育成牧場
TEL:0279-84-2074 (月~金、9:00~17:00) FAX:0279-84-4344

群馬県浅間家畜育成牧場実習生受入実施要領

(目的)

第1条 「畜産及び衛生部局に係る実習生受入れ実施要綱（平成18年5月24日付け農業局理事通達、令和3年11月1日一部改正）」（以下、「要綱」という。）に基づき、群馬県浅間家畜育成牧場（以下、「牧場」という。）における畜産実習生等の受入れを円滑に実施するため、「群馬県浅間家畜育成牧場実習生受入実施要領」（以下、「要領」という。）において必要な事項を定めるものとする。

(実習対象者)

第2条 牧場は、要綱第2条に規定するもののほか、牧場がもつ特徴ある自然・景観・地域性あるいは動物(牛)とのふれ合い等とおした実習による体験等が可能なことを勘案し、群馬県内の中学生も実習対象者とする。

(報酬等)

第3条 牧場において実習を行う実習対象者（以下、「学生等実習生」という。）は、牧場所在地の地域性及び実習内容等の特殊性から、宿泊施設の利用及び食事については次のとおりとする。

ア 宿泊施設の利用に係る費用は免除する。

イ 食事に係る費用は原則、牧場負担とする。ただし、予算等の都合で自己負担の場合もある。

(実習時間)

第4条 牧場における実習時間は、場長が学生等実習生毎に別に定めた実習期間中の予定表のとおりとする。

(服務等)

第5条 牧場における実習期間中の服務は、要綱第7条に定めるもののほか、地理的要因により、宿泊室、食堂等の牧場事務所内の施設等の利用と学生等実習生の共同生活等が行われるため、別途「実習生心得」を定める。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、学生等実習生の規律ある行動及び事故のない充実した実習が図られる等、学生等実習生の受入れに関し必要な事項はその都度定めるものとする。

(附則)

- 1 この要領は、平成18年5月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

実 習 生 心 得

実習生は、この心得に従い規律ある行動を行い、充実した研修と団体生活を送り、実習生相互の融和を図るものとする。

1. 一般事項

- ・実習意欲のない者、素行不良等場長が実習生として適性を欠くと認めた者は、学校へ連絡のうえ退場させることがある。
- ・実習期間中は、牧場職員の指示に従って行動し、外出及び車両の運転は禁止する。
- ・貴重品は、各自が責任を持って管理する。

2. 実習概要

(1)到着後のオリエンテーション

①牧場の概要 ②実習生心得 ③生活施設の説明 ④実習準備

(2)実習時間 *作業内容により変更になる場合がある。

- ・午前：8:30～12:00 午後：13:00～17:15
- ・開始時間前に実習のできる用意をし、講義室に集合し待機。
- ・職員の準備の都合上、空き時間が生じる場合があるので講義室で自習をする。

(3)実習内容

職員に同行し下記の牧場業務を実習する。

- ・家畜の育成・放牧・衛生管理及び繁殖管理について
- ・飼料作物の栽培、粗飼料調製及び草地管理について

(4)講義

牧場職員が、実習期間中に1～2回程度、約1時間の講義を行う。

3. 施設の使用

事務室、応接室、宿直室、職員更衣室等、職員の利用する部屋は、終日入室禁止とする。

(1)食堂の利用

- ・食事時間は、原則として次のとおりとする。
朝食：7:00～8:15 昼食：実習内容による 夕食：17:30～19:00
- ・食事はセルフサービスとし、食器洗いは各自が行うこと。
- ・冷蔵庫は実習生専用のもを使用し、私物は各自が管理すること。

(2)宿泊室の使用

- ・宿泊室は毎日清掃するとともに、常に整理整頓し清潔にしておくこと。
- ・退場時には、きちんと清掃・アルコール消毒し、忘れ物のないよう注意をすること。

(3)浴室の使用

- ・入浴時間は、原則職員が使用後の19:00から21:00までとし、入浴順等は実習生が話し合いにより決めること。
- ・浴室の利用時間短縮のため、ドライヤーは各自の部屋で使用すること。

(4)洗濯機の使用（洗濯洗剤は牧場のものを使用可）

- ・洗濯機は、作業着用（全自動）と、それ以外の物（二槽式）とに分けて使用すること。
- ・多くの者が使用するので消灯時間までに終了するよう注意し、効率的に使用すること。

(5)その他

- ・消灯時間は22:00とし、全館禁酒・禁煙とする（喫煙場所は講義室出入口付近に設置）。
- ・図書等牧場の備品を借用したい場合は職員に申し出ること。

4. その他

- ・体調に不調を感じた場合、けがをした場合はすぐに職員に申し出ること。
- ・わからないこと、不明な点等があった場合は職員に相談すること。

畜産及び衛生部局に係る実習生受入れ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、畜産及び衛生部局に係る実習生の受入れ要請に関する必要な事項を定めることにより、家畜保健衛生所、家畜衛生研究所、浅間家畜育成牧場及び食肉衛生検査所での業務体験を行わせ、職業認識の向上や県政に関する理解を深めることを目的とする。

(実習対象者)

第2条 家畜保健衛生所、家畜衛生研究所、浅間家畜育成牧場及び食肉衛生検査所において実習を行うことができる対象者は、大学、短期大学、専門学校及び高等学校（以下「教育機関」という。）に在籍する学生及び生徒（以下「学生等」という。）とし、次に掲げる基準に該当すると認められた者とする。

- (1) 実習の成果を今後の研究活動等の学生生活に反映できる能力及び資質を有する者
- (2) 服務規律を遵守することが確実であると判断された者

(報酬等)

第3条 群馬県は、実習を行う学生等（以下「学生等実習生」という。）に対して、報酬・賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。但し、浅間家畜育成牧場については、別に定める。

(申請先)

第4条 学生等実習生の申請先は、家畜保健衛生所長、家畜衛生研究所長、浅間家畜育成牧場長、食肉衛生検査所長及び複数の場所を希望する場合は畜産課長あるいは衛生食品課長（以下所属長という）とする。

(実習期間)

第5条 実習期間は、教育機関の代表者（学長、学部長及び校長を言う）と所属長が協議して定める。

(実習時間)

第6条 実習時間は、家畜保健衛生所、家畜衛生研究所及び食肉衛生検査所では月曜日から金曜日まで（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）、浅間家畜育成牧場は場長が指定する日の原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

(服務)

第7条 学生等実習生は、教育機関の学生等という身分を保有する。

- 2 学生等実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- 3 学生等実習生は、実習時間中、群馬県職員が遵守すべき法令、条例等並びに所属長及び学生等実習生の指導監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。
- 4 学生等実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- 5 学生等実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表する場合には、事前に所属長及び実習担当者の承認を得なければならない。（但し、単位等修得のため担当教授等へ提出するものについてはこの限りでない。）
- 6 学生等実習生は、病気又はやむを得ない理由により予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

(誓約)

第8条 学生等実習生は、誓約書（別記様式第1号）を、事前に所属長に対して提出しなければならない。また、教育機関の代表者は、この誓約の遵守についてその徹底を指導するものとする。

(学生等実習生の受入申請及び決定)

第9条 学生等を実習させようとする教育機関の代表者は、学生等実習生受入申請書（別記様式第2号）に履歴書を添付して所属長に提出しなければならない。

- 2 所属長は、受入れの可否を決定し、学生等実習生決定通知書（別記様式第3号）により、教育機関の代表者に通知するものとする。

- 3 前項の規定により受入れの決定がされた場合には、所属長は前項の通知に受け入れる学生等の氏名、実習を行う所属及び実習期間を記入した書面を添付して、教育機関の代表者に送付するものとする。
- 4 所属長は、受入れの可否を決定するために必要な学生等実習生に関する情報を教育機関の代表者に請求することができるものとする。
- 5 実習生の受入れを決定した所属長（畜産課長あるいは衛生食品課長は除く）は、前3の書面を添付して畜産課長あるいは衛生食品課長へ報告するものとする。

（実習担当者、実習プログラム及び受入所属の役割）

- 第10条 学生等実習生が実習を行う所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属内において、実習担当者を指名するものとする。
- 2 実習担当者は、実習の内容等を定めた実習プログラムを定めるものとする。
 - 3 実習担当者は、教育機関の代表者から実習結果等についての報告を求められたときは、これを作成し、教育機関の代表者及び畜産課長あるいは衛生食品課長に報告書等を提出するものとする。

（実習の中止）

- 第11条 所属長は、次の各号のいずれかに該当することを認めるときは、実習を中止することができる。
- (1) 学生等実習生が第7条の規定による服務義務に従わない場合その他の実習を継続することが困難であるとき。
 - (2) 実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はその恐れがあるとき。
 - (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- 2 所属長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を教育機関の代表者に通知するものとする。

（事故責任等）

- 第12条 教育機関の代表者及び学生等実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
- 2 教育機関の代表者及び学生等実習生は、学生等実習生が故意又は過失をもって第7条第1項から第4項までの規定に反する行為により、群馬県又は第三者に対して損害を与えた場合には、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。ただし、教育機関の代表者としての相当の注意を怠っていたとはいえない場合は教育機関の代表者はその責任を免れるものとする。

（協定書の締結）

- 第13条 所属長及び教育機関の代表者は、学生等実習生の身分の取扱等に関し、この要綱に従い協定書（別記様式第4号）を作成し、各1通保有するものとする。

（その他）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、実習生の受入れに関し必要な事項は、その都度、所属長と教育機関の代表者が協議の上、定めることとする。

（附則）

- 1 この要綱は、平成18年5月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年11月26日から施行する。
- 3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。